

法務局からのお知らせ

相続登記はお済みですか？

相続登記が義務化されます！

(法務省HPリンク)



相続登記義務化 法務省

検索

令和6年4月1日から相続登記が以下のとおり義務化されます。

◎相続（遺言）によって不動産の所有権を取得した相続人は、
その**所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の
申請をしなければなりません。

◎正当な理由なく義務に違反した場合は
過料が科される可能性があります。

◎令和6年3月31日までに発生した相続についても適用されます。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



相続登記の申請は、専門家（司法書士）に依頼することもできます。

宮崎県司法書士会 ☎0985（28）8538

宮崎地方法務局～お問合せは最寄りの法務局へ～

本局 ☎0985-22-5124（代表）

延岡支局 ☎0982-33-2179

高鍋出張所 ☎0983-23-0352

都城支局 ☎0986-22-0490

日南支局 ☎0987-25-9125

小林出張所 ☎0984-23-3211